

改正

平成29年10月23日規則第29号

平成29年12月28日規則第36号

令和 4 年 3 月31日規則第22号

令和 6 年12月19日規則第26号

三次市こども医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三次市こども医療費支給条例（平成28年三次市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給資格者)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する受給資格者は、こども本人が受給資格者となることはできない。

2 条例第 3 条第 3 項に規定する対象のこどもとは、修学のために三次市の区域外に住所を有する場合に限る。

3 条例第 3 条第 4 項に規定する修学等とは、修学及び就労をいう。

(認定申請等)

第 4 条 条例第 4 条の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、こども医療費受給者資格・更新申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) こどもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類

(2) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にあるこどもに係るこども医療費について受給資格の認定を受けようとする場合にあっては、当該こどもを養育している者の前年の所得（当該こどもが 1 月 1 日から 6 月 1 日までの間に出生した場合にあっては前々年の所得）を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(登録及び受給者証)

第5条 市長は、条例第4条の規定により受給資格があると認定したときは、当該受給者の登録を行い、こども医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(更新申請書等)

第6条 受給者は、こどもが満1歳から満6歳までの各年齢に達する日の属する月の末日から1月以内に、申請書に第4条に規定する書類(同条ただし書の規定により省略できる書類を除く。)を添えて、更新の申請をしなければならない。ただし、公簿等により更新に必要な事項を確認することができるときは、申請書の提出を省略させることができる。

2 こどもが6歳から18歳までの更新申請は、6歳、9歳、12歳及び15歳の各年齢に達する日の属する年度の末日から1月以内に、申請書に第4条に規定する書類(同条ただし書の規定により省略できる書類を除く。)を添えて、更新の申請をしなければならない。ただし、公簿等により更新に必要な事項を確認することができるときは、申請書の提出を省略させることができる。

(こども医療費の請求)

第7条 受給者は、条例第7条第1項の規定によるこども医療費の請求をするときは、こども医療費支給申請書兼請求書(様式第3号)により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が市に対して同項のこども医療費の支給額を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものとする。

(1) 保険医療機関等(指定訪問看護事業者を除く。)が請求する場合 福祉医療費請求書(様式第4号)

(2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書(老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費)(様式第4号)

(支給額の決定等)

第8条 市長は、受給者から前条第1項の規定による請求があり支給額が決定したときは、その支払額等を当該受給者に通知する。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) こどもが死亡したとき。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けたとき。

(3) こどもが、市内に住所を有しなくなったとき。ただし、第3条第2項の規定に該当する場合を除く。

(4) 受給者がこどもを養育するものでなくなったとき。

(5) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。

2 受給者は、前項の規定に該当するときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにこども医療費受給者証記載事項等変更届（様式第5号）に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受給者証の氏名、住所等の記載事項に変更を生じたとき。

(2) こどもの国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法による被扶養者たる資格に変更があったとき。

(受給者証の再交付申請)

第11条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、こども医療費受給者証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三次市乳幼児医療費支給条例施行規則（平成16年三次市規則第99号）又は三次市児童医療費支給条例施行規則（平成16年三次市規則第213号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(三次市乳幼児医療費支給条例施行規則及び三次市児童医療費支給条例施行規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 三次市乳幼児医療費支給条例施行規則

(2) 三次市児童医療費支給条例施行規則

附 則（平成29年10月23日規則第29号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の三次市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、平成31年6月以後の月分の子ども医療費の支給に係る様式について適用し、同年5月以前の月分の子ども医療費の支給に係る様式については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日規則第22号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日の前日までに改正前の三次市子ども医療費支給条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市子ども医療費支給条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。